

事務連絡
平成24年7月31日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

訪問介護員養成研修等の受講時等における本人確認について（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、神奈川県から訪問介護員養成研修の受講時における本人確認について提案があつたことから、下記を参考にしつつ地域の実情に応じた対応について、都道府県の協力をお願いします。

なお、本事務連絡は、全国統一的な基準を示す趣旨ではありませんが、各都道府県が本人確認方法等を決定する際の参考としてお示しするものです。

記

1. 本人確認について

以下の研修等を対象とします。

- ・介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級・二級・三級課程
- ・介護職員初任者研修課程（平成25年4月1日以降）
- ・福祉用具専門相談員指定講習課程
- ・介護支援専門員

※確認の時期については、介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級・二級・三級課程、介護職員初任者研修課程及び福祉用具専門相談員指定講習課程については受講申込受付時または初回の講義時に行い、介護支援専門員については登録申請受付時に行うことが考えられます。

2. 本人確認の方法について

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示

- ・年金手帳の提示
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示
- ・その他、都道府県が適当と認める方法

※都道府県の判断により、上記証明書の提示を受けた際に、その控えをとることも考えられます。

3. 本人確認の際の留意点

- (1) 当該事務連絡は、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではありません。
- (2) 本人確認方法については、研修等の種類によって異なる取扱いとしても差し支えないため、都道府県において適切に判断をお願いします。
- (3) 本人確認を行う際には、研修受講者等に過度の負担をかけないよう留意するとともに、家庭内暴力の被害者等の方々にも配慮をお願いします。
- (4) 本人確認の実施は、準備が整った都道府県から順次実施していただき、平成25年4月1日までには実施できるようお願いします。